

30 商店街活性化のための支援の充実について

本市には、^{そうがわ}総曲輪、中央通り、西町を核とする中心商店街のほか、合併前の旧町村の中心部及び主要な道路沿いなどに商店街が存在し、それぞれの地域特性を活かした個性的で賑わいのある地域づくりへの取組が行われています。

しかしながら、商店街では新型コロナウイルスの感染拡大により、来街者が減少するなど影響が出ています。

また、近年、高齢化や後継者不足による空き店舗の増加など、商店街を取り巻く環境が変化しているなかであって、商店街は地域住民のニーズに合わせた品揃えや接客サービスの向上だけでなく、防犯・防災や子育て世代及び高齢者へのサポートなど、地域コミュニティの拠点としての公共的機能も期待されています。

つきましては、地域コミュニティを支える存在である**商店街の活性化を図るため、支援制度の継続及び拡充**について格段の配慮をお願いします。

国・県補助金の概要（令和3年4月1日現在）

項目	国	県
事業名	地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業（新規）	がんばる商店街支援事業
補助対象者	①商店街組織 ②まちづくり会社、飲食店街、温泉組合等	認定中心市街地以外の ①商店街の組合 ②商工会議所、商工会 ③NPO法人等
対象事業	商店街等において、新たな需要の創出につながる魅力的な機能の誘致等を行う事業に要する経費	空き店舗の改装、商店街の機器・設備等の設置、研修会の開催等の事業遂行に要する経費等
補助率	国 4/6 以内、市 1/6 以上、事業者 1/6 以上	県 1/4、市 1/4、事業者 2/4
補助上限額	4 千万円	250 万円
令和 3 年度 予算額	5.5 億円	900 万円